

令和2年度

第6回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年9月8日(火)午後3時30分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 11名 欠席委員 2名

議 席 番 号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保広	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	×	7	北崎 安行	×	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	○			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

永野次郎委員

近藤正敏委員

田染正治委員

財前和洋委員

近藤勝司委員

井上智彦委員

田中健市委員

岩永澄雄委員

進藤茂毅委員

瀬々義晴委員

板井伸博委員

事務局職員

3名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢  
総括主幹 伊藤 康輔

会議に付した事件

- 議案第32号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第34号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第35号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第36号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第37号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午後3時30分

局長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>第6回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員11名、欠席委員2名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>ただいまから、令和2年度第6回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、12番：友延委員及び13番：内田委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は举手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第32号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第32号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1ページからになります。</p> <p>申請番号38番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番外[REDACTED]筆で、地目は田、合計面積が6,163m<sup>2</sup>、渡人が[REDACTED]の[REDACTED]さん、受人が[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。なお、渡人と受人は、親族関係にあります。</p> <p>申請番号39番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番で、地目は畑、面積が286m<sup>2</sup>、渡人が[REDACTED]の[REDACTED]さん、受人が[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。</p> <p>なお、渡人と受人は、親族関係にあります。</p> <p>以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>

議長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
	次に、議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	農地法第4条の規定による農地転用について次のとおり、許可申請があつたので意見を求めます。議案書の2ページをご覧ください。
	申請番号3番、申請地は[ ]字[ ]番[ ]、地目は田で、面積が974m <sup>2</sup> の農業公共投資の対象となっていない農地です。
	農地区分としては、市街地にある区域内の第3種農地で、都市計画の用途区分は第1種住居地域に該当します。
	転用目的は、道路と同じ高さまで埋土し、田を畑に転換する農地造成のための一時転用です。
	[ ]を[ ]に入り、[ ]を[ ]に約[ ]mの場所に位置し、東側と南側が[ ]、西側に[ ]、北側を[ ]に接しています。
	利用計画についてですが、申請地は高台に貯めた水を利用しているため農業用水が十分確保できず、稲作をするには水の管理が不便であるとのことで、柿畠に造成する計画です。
	造成については、申請地を隣接する道路と同じレベルの約1.2mまで客土する計画で、申請者は別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第6条の規定に基づく事前協議書を提出しています。
	転用に要する工事は、すべて申請者自身で施工する計画で造成費用はかかりません。
	工事期間は、許可日から令和3年4月10日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。
	許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。
	申請番号4番、申請地は[ ]字[ ]番[ ]、地目は畑で、面積が1,176m <sup>2</sup> の農業公共投資の対象となっていない農地です。
	農地区分としては、市街地にある区域内の第3種農地で、都市計画の用途

	<p>区分は準工業地域の特別用途地区に該当します。</p> <p>転用目的は、畑にするため道路と同じ高さまで埋土する農地造成のための一時転用です。</p> <p>■を■に入り約■mの場所に位置し、西側に■、残りの周囲を■に接しています。</p> <p>利用計画についてですが、申請地は■から低い位置にあり、トラクター等の農業用機械を入れにくいため、隣接する■と同じレベルの約1.1mまで客土する計画で、申請者は別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第6条の規定に基づく事前協議書を提出しています。</p> <p>転用に要する工事は、すべて申請者自身で施工する計画で造成費用はかかりません。</p> <p>工事期間は、許可日から令和3年3月10日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。</p> <p>以上です。</p>
議長	はい。事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員であります近藤正敏推進委員から意見をいただきたいと思います。
近藤正敏 推進委員	申請番号3、4の事務局から説明した通りで問題なしです。 以上です。
議長	地元推進委員の意見では問題ないことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを許可することに、ご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
	次に、議案第34号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許

可申請があつたので意見を求めます。議案書の3ページからです。

申請番号10番、申請地は[ ]字[ ]番、地目は田で、面積が419m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となつてない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は、第2種中高層住居専用地域に該当します。

転用目的は、一般住宅用地です。

[ ]から[ ]に入り約 [ ]mの場所に位置し、西側と南側を[ ]、北側を[ ]、東側を[ ]に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は申請地に住宅の建設を予定しています。

市道と同じレベルまで約0.6m盛り土し整地する予定で、周囲を擁壁で囲むため、土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

また、北側の田からは十分距離をとって建築するため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は自然浸透とし、オーバーフローは市道横の側溝に排水する計画です。

申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外にその他行政手の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政手との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費、建築及び工事費で[ ]円を見込んでおり、それを満たす金融機関の融資見込み証明書と通帳残高の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和3年2月28日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号11番、申請地は[ ]字[ ]番、地目は田で、面積が918m<sup>2</sup>の概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地です。

転用目的は駐車場用地です。

[ ]から[ ]に入り約 [ ]mの場所に位置し、南側を[ ]、東側と北側を[ ]、西側を[ ]と接しています。

利用計画についてですが、譲受人は[ ]で、申請地に[ ]の駐車場整備を予定しています。

市道から車両が入れるよう約1m客土する計画で、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届け出書を提出しています。

転圧等を行い整地するため、土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

雨水は、周囲に側溝を整備し農業用水路に排水する計画です。

農地法以外にその他行政手の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令に

	<p>より義務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として [REDACTED] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の預金残高証明書が添付されています。</p> <p>工事期間は、許可後から令和3年5月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>農業用水路を管理する [REDACTED] と [REDACTED] から転用について問題ない旨の意見書が添付されています。</p> <p>許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。</p> <p>申請番号12番、申請地は [REDACTED] 字 [REDACTED] 番外 [REDACTED] 筆、地目は田で、合計面積が 645 m<sup>2</sup> の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。</p> <p>都市計画の用途区分は、第2種中高層住居専用地域に該当します。</p> <p>転用目的は、一般住宅用地です。</p> <p>[REDACTED] の [REDACTED] から [REDACTED] に入り約 [REDACTED] m の場所に位置し、東側を [REDACTED] 、西側を [REDACTED] 、北側と南側を [REDACTED] に接しています。</p> <p>利用計画についてですが、譲受人は申請地に住宅の建設を予定しています。</p> <p>申請地の一部を市道と同じレベルまで約 0.6m 盛り土し整地する予定で、周囲を擁壁で囲むため、土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。</p> <p>また、西側の田からは十分距離をとって建築するため、隣接農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は自然浸透で処理する計画です。</p> <p>申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。</p> <p>また、農地法以外にその他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は、土地取得費、建築及び工事費、土地造成費で [REDACTED] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の融資見込み証明書が添付されています。</p> <p>工事期間は、許可後から令和3年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号10番及び申請番号12番につきまして、永野次郎推進委</p>
議長	

	員からお願ひします。
永野次郎 推進委員	去る 8 月 21 日、事務局と一緒に現地を確認しました。問題ありません。
議長	次に、申請番号 11 番につきまして、財前和洋推進委員からお願ひします。
財前和洋 推進委員	事務局の説明通り、問題ないと思います。
議長	地元推進委員の意見では問題ないことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
	次に、議案第 35 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 35 号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の 6 ページになります。農用地利用集積計画（案）についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号 5 番、所在が [ ] 字 [ ] 番外 [ ] 筆で、地目が田、合計面積が 3,470 m <sup>2</sup> 、受人が [ ] の [ ] さんです。 申請番号 6 番、所在が [ ] 字 [ ] 番で、地目が畑、面積が 7,491 m <sup>2</sup> 、受人が [ ] の [ ] さんです。 5 番、6 番につきましては、前々回の第 4 回の総会で大分県農業農村振興公社が農地保有した案件で、今回は農地売買支援事業により、地域の担い手へ売却するものです。 また、受人 2 名は兄弟であり、同一経営体に属していますが、将来の独立を見越して、今回、所有名義を分けるとのことです。 以上であります。
議長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)

議長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 36 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 19 ページです。</p>
事務局	<p>議案第 36 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 19 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 24,134 m<sup>2</sup>、畑の面積が 104,852 m<sup>2</sup> の合計面積が 128,986 m<sup>2</sup> で、利用権を設定する農家数 35 戸、利用権の設定等を受ける農家数 16 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 108,468 m<sup>2</sup>、使用貸借に係る面積 20,518 m<sup>2</sup> です。</p> <p>詳細につきましては 議案書 7 ページから記載していますのでご覧ください。</p> <p>以上、審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 37 号、非農地証明願についての審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 37 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書の 20 ページからをご覧ください。</p> <p>申請番号 12 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ]、地目は畑で、面積が 430 m<sup>2</sup>、申請人は、 [ ] の [ ] さんです。</p> <p>申請の内容は、平成元年頃、農業経営内容を果樹中心から施設園芸作物に</p>

	<p>移行したため、管理不足になってしまったというものです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。</p> <p>現在、申請のとおり原野化しており、非農地として認められると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員であります板井伸博推進委員から意見をいただきたいと思います。</p>
板井伸博 推進委員	<p>申請番号 12 番につきましては、今、報告の通り特に問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
	(ありませんの声)
議長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。21 ページからになります。</p> <p>届け出番号 13 番、[ ] 字 [ ] 番外 [ ] 筆で、地目が田、合計面積は 4,931 m<sup>2</sup>で、貸し人が [ ] の [ ] さん、借り人が [ ] の [ ] さんで、解約事由は貸し人の都合であります。</p> <p>届け出番号 14 番、[ ] 字 [ ] 番外 [ ] 筆で、地目が田、合計面積は 2,238 m<sup>2</sup>で、貸し人が [ ] の [ ] さん、借り人が [ ] の [ ] で、解約事由は借り人の都合であります。</p> <p>続きまして、報告事項（2）に移らせていただきます。農地法第 6 条第 1 項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。22 ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、株式会社 [ ] であります。</p>

	<p>内容につきましては、議案書と一緒に配布しております別紙のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。 以上であります。</p>
議長	<p>はい。報告事項（1）、報告事項（2）につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>（ありませんの声）</p>
議長	<p>無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。 これをもちまして、令和2年度豊後高田市農業委員会第6回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p>

午後3時58分  
令和2年9月8日